

議案第71号

三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成24年8月20日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年三田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「消化器科」を「消化器内科」に改め、同項第16号を同項第18号とし、同項第6号から同項第15号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 消化器外科

第3条第2項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「循環器科」を「循環器内科」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 腎臓内科

付 則

この条例は、公布の日から施行する。